

**皮膚等障害化学物質、引火性化学物質の管理を適切に行なっていますか？**

～ 化学物質による身近な労働災害防止対策 ～

**労働安全・衛生コンサルタント**

**田中 通洋**

☆ 今回の内容は、化学物質に今まであまり関わりの無かった方々、あるいは限られた化学物質を少量取り扱う方々を対象にしています

化学物質を製造している、また化学物質を原材料として取り扱っている、あるいは今回の内容では物足りないといった場合には、下記の講習を受講してください。

● 「化学物質管理者講習（リスクアセスメント対象物製造事業場）」

\* リスクアセスメント対象物製造事業場で、化学物質管理者を選任する場合には、選任予定者が本講習を予め受講することが必須 …… 12時間の講習

● 「化学物質管理者講習に準ずる講習（リスクアセスメント対象物製造事業場以外）」

\* リスクアセスメント対象物を取り扱う、あるいは譲渡、提供する事業場で化学物質管理者を選任する場合には、事業場の裁量で、化学物質の管理に係わる技術的事項を担当するために必要な能力を有すると認められる人を選任することとされているが、出来れば本講習を受講しておくことが望ましいという位置づけで行われている講習 …… 6時間の講習

本編カラー

改訂

# 化学物質管理者 専門的講習 テキスト

リスクアセスメント対象物製造事業場・  
取扱い事業場向け

総合版

関連法令・資料等収録

編著／城内 博

著／山本 健也

奈良 志ほり

中原 浩彦

角田 博代

田中 通洋

島田 行恭

小野 真理子

伊藤 昭好

日本規格協会

# 1. 化学物質による身近な労働災害

## 【第14次労働災害防止計画のアウトプット指標】

- 法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

## 【第14次労働災害防止計画アウトカム指標】

- \* アウトプット指標を達成した結果として期待される事項が、アウトカム指標
- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。
- 現時点の状況は.....

- 慢性障害、がんなどの遅発性障害予防対策も重要だが.....
- まずは、身近な化学物質の労働災害(有害物等との接触、爆発又は火災)予防対策を課題に取り上げて、多くの作業者に、化学物質管理の大切さを理解してもらうことから始めてはいかがだろうか

## 2. 「ラベル表示」で、危険・有害性を学ぶことが第一歩！

- 表示ラベル・・・作業者に、わかりやすく危険性・有害性を伝えるためのもの
- 安全データシート(SDS)・・・事業者には、詳細な危険性・有害性情報を伝えるためのもの
- したがって、**作業教育は、容器に貼られている表示ラベルを使って行う**。さらに、教育担当者が必要に応じて、SDSで読み取った内容を捕捉説明することが望ましい。

トルエン  
Toluene

成分:トルエン 99%以上

CAS番号:108-88-3



危険

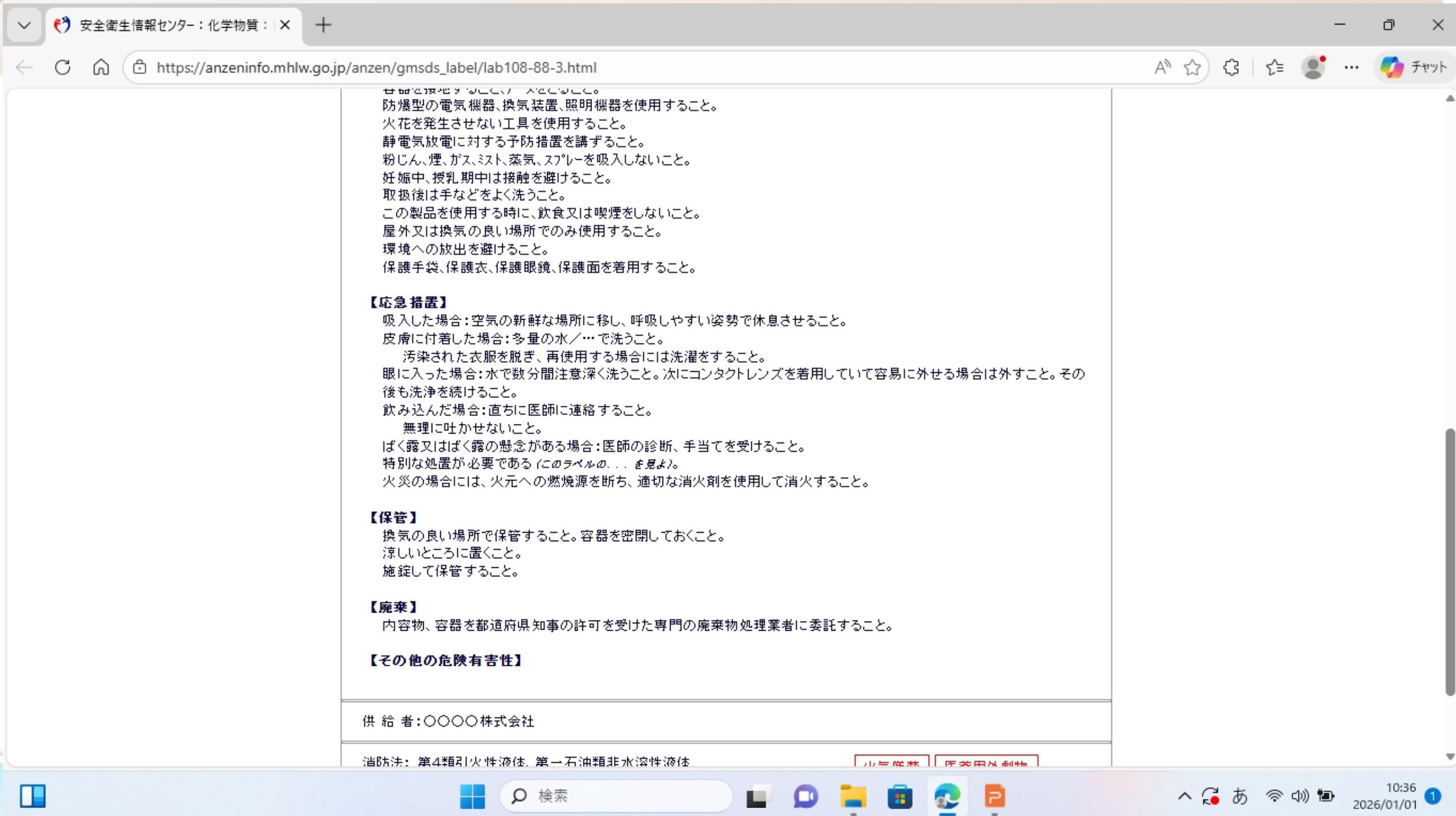
危険有害性情報

- 引火性の高い液体及び蒸気
- 吸入すると有害
- 皮膚刺激
- 眼刺激
- 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
- 授乳中の子に害を及ぼすおそれ
- 臓器の障害(中枢神経系)
- 呼吸器への刺激のおそれ
- 眠気又はめまいのおそれ
- 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害(中枢神経系、腎臓)
- 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
- 水生生物に毒性

注意書き

【安全対策】

- 使用前に取扱説明書を入手すること。
- 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。
- 容器を密閉しておくこと。
- 容器を接地すること、アースをとること。
- 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。



容器を損傷すること、へたすること。  
 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。  
 火花を発生させない工具を使用すること。  
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
 妊娠中、授乳期中は接触を避けること。  
 取扱後は手などをよく洗うこと。  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
 環境への放出を避けること。  
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

**【応急措置】**

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 皮膚に付着した場合：多量の水／…で洗うこと。  
     汚染された衣服を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。  
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。  
     無理に吐かせないこと。  
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。  
 特別な処置が必要である（このラベルの…を見よ）。  
 火災の場合には、火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消火すること。

**【保管】**

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。  
 涼しいところに置くこと。  
 施錠して保管すること。

**【廃棄】**

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。

**【その他の危険有害性】**

供給者：〇〇〇〇株式会社

消防法：第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体

引火性液体 医薬用外劇物

## ☆ 別容器(小分け容器)にもラベル表示を！

- 別容器に最低限記載しておくべき事柄

- (1) 名称、人体に及ぼす作用

- (2) 容器が非常に小さい場合には、例えば番号のみの表示を行ない、その番号の意味・内容がわかるようにしておけばよい。

- ラベル表示以外の方法としては....

- (1) **使用場所への掲示**

- (2) 必要事項を記載した一覧表の備え付け

- (3) 内容が常時確認できる機器の設置

- (4) **作業手順書、作業指示書による伝達**

### 3. リスクアセスメントは何を基本において行うべきか？

- リスク低減措置(対策)として、本質安全化(危険・有害な化学物質の取扱いをやめる)が全ての作業で施せれば良いが、**現実には残留リスクを踏まえて、いくつかの低減措置を同時に施しながら取り扱っていくこととなる。**
- 言い方を代えると、有害物等との接触、爆発又は火災などの危険・有害性を持つ化学物質を、少量取り扱う作業場面では、**リスクアセスメントは、「残留リスクを皆で認識し合う」ことに大きな意義がある**といえる。

- 目、あるいは皮膚等への接触を防ぐためには、「**保護具の着用**」がリスク低減措置として大切であるが、**リスク自体は残っている(残留リスク)**ということ。
- 引火性の化学物質の取扱いにおいては、着火源対策が重要で、ライター、マッチ等を作業場に持ち込まないように日々作業者が励行することが大切だが、これは「**管理的対策**」であり、**リスク自体は残っている(残留リスク)**ということ。
- 例えば、簡易的な手法として現在幅広く活用されている「CREATE-SIMPLE」といったツールを利用してリスク評価し、残留リスクを皆で共有しておくことに重点をおく。**リスク評価よりも、リスク低減措置の検討・実施に力点をおく。**

# 職場の安全を応援する情報発信サイト/ 職場のあんぜんサイト

HOME お問合せ サイトマップ  検索

労働災害統計

労働災害事例

各種教材・ツール

化学物質

## 化学物質のトップへ

- 安衛法名称公表化学物質等
- GHS対応モデルラベル・モデルSDS
- GHS対応モデルラベル作成法
- 化学物質による災害事例集
- 化学物質のリスクアセスメント実施支援
- その他の情報はこちら (化学物質のトップへ)



- [Materiales educativos y otras herramientas \(スペイン語\)](#)
- [Materiais e Ferramentas de Aprendizagem \(ポルトガル語\)](#)
- [각종 교재 · 도구 \(韓国語\)](#)



働く人 家族 企業



# 職場の安全を応援する情報発信サイト/ 職場のあんぜんサイト

▶ HOME ▶ お問い合わせ ▶ サイトマップ  検索

労働災害統計

労働災害事例

各種教材・ツール

化学物質

ホーム > 化学物質のリスクアセスメント実施支援

## 化学物質のリスクアセスメント実施支援

### 目次



労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて

詳しくはこちら >

リスクアセスメント支援ツール

詳しくはこちら >



検索



<a href="#">爆発・火災等のリスクアセスメントのためのスクリーニング支援ツール</a>	危険性	る」ことに有目した支援ツール。ガイドブックには、化学物質の危険性に関する基本的な内容に加え、代表的なリスク低減対策についても整理されているため、教科書として危険性に関する基礎を学ぶことが可能。 【初級】	<ul style="list-style-type: none"><li>入門ガイド<ul style="list-style-type: none"><li>概要版</li><li>全体版</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li><a href="#">爆発・火災等</a></li></ul>
<a href="#">作業別モデル対策シート</a>	有害性	主に中小規模事業者など、リスクアセスメントを十分に実施することが難しい事業者を対象に、専門性よりも分かりやすさや簡潔さを優先させ、チェックリスト、危険やその対策を記載したシート。リスクレベルは考慮せずに作業毎に代表的な対策を記載。平成31年3月に粉じん作業を中心に拡充、更新を行った。 【初級】	-	<ul style="list-style-type: none"><li><a href="#">作業別モデル対策シート</a></li></ul>
<a href="#">CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル)</a>	有害性・危険性	サービス業や試験・研究機関などを含め、あらゆる業種の化学物質取扱事業者に向けた簡易なリスクアセスメントツール。取扱い条件（取扱量、含有率、換気条件、作業時間・頻度、保護具の有無等）から推定したばく露濃度とばく露限界値（またはGHS区分情報）を比較する方法。平成31年3月に、経皮吸収による健康リスクと危険性のリスクを同時に見積もることが可能となりました。 【初級】	<ul style="list-style-type: none"><li><a href="#">マニュアル</a></li><li><a href="#">FAQ検索ツール</a></li><li><a href="#">設計基準</a></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li><a href="#">CREATE-SIMPLE ver3.1.2</a> (2025.7 更新)</li></ul>
<a href="#">検知管を用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック</a>	有害性	簡易な化学物質の気中濃度測定法のひとつである検知管を用いたリスクアセスメント手法のガイドブック。SDS交付義務対象物質のうち検知管で検知可能な化学物質の一覧や検知管の原理などについても整理されている。Microsoft Excelを活用した評価ツールに測定結果を入力することで、簡便にリスクの見積もりが可能。 【中級】	<ul style="list-style-type: none"><li><a href="#">ガイドブック</a></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li><a href="#">支援シート</a></li></ul>



## 4. 業界等マニュアルに基づくリスクアセスメントの方法

- 化学物質を実測するなどして、詳細なリスクアセスメントをどんな場面でも行うことが理想ではあるが、技術的、経済面から実施が困難な場合が少なくない。
- このようなことを踏まえて、作業方法を熟知している事業者団体等が特定の作業に特化した安全衛生マニュアルを作っている例がある。
- このようなマニュアルが存在する作業は、マニュアルにしたがって作業を行えば、リスクアセスメント、ならびにリスクアセスメント低減措置が果たしたものとみなされる。
- 注意点・・・実際に行なっている作業が、マニュアルに示されている作業と同一か、また、リスク低減措置は「管理的対策」、「保護具の使用」に重きをおくことになるので、マニュアルに沿った作業の励行、管理を適切に行うことが重要となる。



# 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号（令和4年5月31日公布））等の内容～

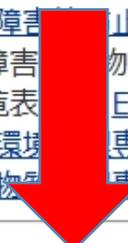
## 新たな規制の概要

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則※の規制の対象外となっています。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

※ 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則

<https://www.youtube.com/watch?v=KyUXvyQpllw>  
⑨ワンポイント動画⑨\_化学防護手袋の正しい使用方法  
<https://www.youtube.com/watch?v=4KO7eiILAFo>

## マニュアル

 [PDF 皮膚障害防止用保護具の選定マニュアル（第2版 令和7年3月） \[6.6MB\]](#) , [PDF リーフレット \[1.6MB\]](#) , 参考資料1：  
皮膚等障害物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト ([X Excel版 \[85KB\]](#) )、参考資料2：耐透過  
性能一覧表 ([Excel版 \[1.2MB\]](#) )、[W 付録：保護具着用推進ポスター \[1.5MB\]](#)   
[PDF 作業環境衛生専門家指導用マニュアル（令和6年3月公表） \[6.0MB\]](#)   
[PDF 化学物質衛生専門家指導用マニュアル（令和6年3月公表） \[4.9MB\]](#) 

### 化学物質リスクアセスメント実施の一助となるマニュアル

- ・ [業種・作業別マニュアル](#)
- ・ [建設業における化学物質取扱いリスク管理マニュアル](#) (建災防へのリンク)

## 制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・ 制度の内容に関する相談
- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法等

相談先は、[こちら](#)をご覧ください。

## ○業種・作業別マニュアル

もの	業種	作業
洗剤・洗浄剤	ビルメンテナンス業	<a href="#">PDF ポリッシャーでの床洗浄作業 [1009KB]</a>
		<a href="#">X ポリッシャーでの床洗浄作業 [352KB]</a>
		<a href="#">PDF トイレ洗浄作業 [945KB]</a>
		<a href="#">X トイレ洗浄作業 [352KB]</a>
		<a href="#">PDF シンク洗浄作業 [943KB]</a>
		<a href="#">X シンク洗浄作業 [351KB]</a>
洗剤・洗浄剤	食料品製造業	<a href="#">PDF 製造・加工設備の洗浄作業 [877KB]</a>
		<a href="#">X 製造・加工設備の洗浄作業 [337KB]</a>
	飲食店	<a href="#">PDF 釜や容器等への苛性ソーダ等の投入による洗浄作業 [852KB]</a>
		<a href="#">X 釜や容器等への苛性ソーダ等の投入による洗浄作業 [332KB]</a>
		<a href="#">PDF 洗浄作業 [975KB]</a>
		<a href="#">X 洗浄作業 [316KB]</a>
塗料	塗装作業	<a href="#">PDF 自動車補修塗装作業 [958KB]</a>
		<a href="#">X 自動車補修塗装作業 [201KB]</a>
	工業塗装作業	<a href="#">PDF 工業塗装作業 [903KB]</a>
		<a href="#">X 工業塗装作業 [254KB]</a>
接着剤	接着関連作業	<a href="#">PDF 集成材・合板・LVL製造での接着関連作業 [1.1MB]</a>
		<a href="#">X 集成材・合板・LVL製造での接着関連作業 [200KB]</a>
		<a href="#">PDF 内装仕上工事での接着関連作業 [977KB]</a>
		<a href="#">X 内装仕上工事での接着関連作業 [279KB]</a>

一例：

品名	用途	備考

- ▶ 労働基準
- ▶ 雇用環境・均等
- ▶ 非正規雇用（有期・パート・派遣労働）
- ▶ 労使関係
- ▶ 労働政策全般
- ▶ 相談窓口等
- ▶ 年金
- ▶ 他分野の取り組み
- ▶ 組織別の政策一覧
- ▶ 各種助成金・奨励金等の制度
- ▶ 審議会・研究会等
- ▶ 国会会議録

検索	検索	検索	検索
----	----	----	----

## ○化学物質管理マニュアル解説テキスト

もの	業種・作業
洗剤・洗浄剤	<a href="#">PDF ビルメンテナンス業における洗浄作業 [2.7MB]</a>
	<a href="#">PDF 食料品製造業・飲食店での洗浄作業 [2.6MB]</a>
塗料	<a href="#">PDF 塗装作業 [2.7MB]</a>
接着剤	<a href="#">PDF 接着関連作業 [2.7MB]</a>

一例：



## ○参考

[化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針](#)

## 5. リスク低減措置を検討するにあたって考慮すべきこと

- (1) リスク低減措置の優先順位・・・いくつかの低減措置が考えられるときに、下記の順位が高い措置を優先させて実施する。また、単独の低減措置では効果があげられない場合には、いくつかの低減措置を複数施す必要がある。

優先順位1・・・本質的安全対策(危険・有害な化学物質の使用をやめるなど)

優先順位2・・・工学的対策(防爆構造、局所排気装置の利用などのハード対策)

優先順位3・・・管理的対策(作業手順、行動規範などを定めて、作業者一人ひとりがきちんと励行するといったソフト対策)

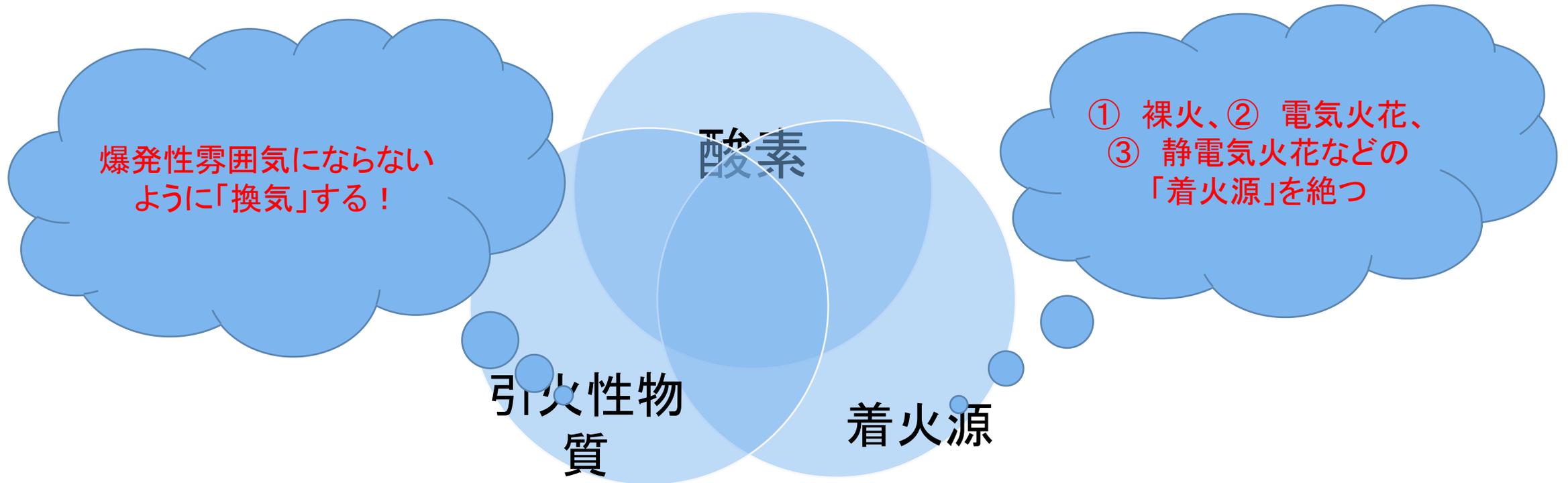
優先順位4・・・保護具の着用(危険・有害性に応じた適切な保護具を使用する)

## (2) 多重防護の考え方(特に危険性がある化学物質の場合)・・・ 火災・爆発等の発生に至るシナリオを未然に止め、もし発生しても被害を最小限に食い止めるための考え方

具体的には、次の四つの観点から必要な対策を検討すること。

- ① 異常発生防止措置・・・引き金事象の発生を防ぐための対策  
\* 引き金事象とは、「機械は壊れる」、「人はミスをする」、「大規模停電や自然災害が起こることがある」といったこと。
- ② 事故発生防止対策・・・着火源が発現しないようにする、爆発性雰囲気が生じないようにするなどの対策
- ③ 被害の局限化対策・・・火災・爆発等が発生しても、それによる影響をできる限り小さくするための対策
- ④ 異常発生検知手段・・・爆発性雰囲気の形成や着火源の発現を検知する対策

# ☆ 火災、爆発はどのようにして起こるのか？、対策の基本は？



どれかひとつを絶てば、火は発現しないが、通常の作業場面では「空気中の酸素を無くすことはできない」(このような作業を開放系作業という)。したがって、「換気」、「着火源対策」の二つを施すこととなる。

# 安衛令別表第1(引火性の物)

## 消防法令上の危険物第4類・引火性液体にほぼ相当する物など

1. エチルエーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素その他引火点が零下30°C未満の物
2. ノルマルヘキサン、エチレンオキシド、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトンその他の引火点が零下30°C以上零度未満の物
3. メタノール、エタノール、キシレン、酢酸ノルマル-ペンチルその他の引火点が零度以上30°C未満の物
4. 灯油、軽油、テレピン油、イソペンチルアルコール、酢酸その他の引火点が30°C以上65°C未満の物
5. 可燃性ガス(水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の温度15°C、一気圧において気体である可燃性の物をいう。)

## ☆ 代表的な着火源

- (1) 裸火・・・マッチ、ライター、たばこの火など
- (2) 電気火花・・・漏電している電気機器、電気機器のリレー接点など
- (3) 衝撃・摩擦・・・金属同士、金属と石の接触など
- (4) 静電気火花・・・帯電した物、人が絶縁破壊を起こす際
  - \* 消防法の危険物第4類の、特殊引火物、アルコール類、第一石油類、第二石油類などを大量に貯蔵、取り扱い、かつ静電気が発生しやすい工程、操作をする折には、専門家の助言を得た方が良い。
- (5) 高温表面・・・高温の金属、溶接時に発生するスパッタなど

# ☆ 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止対策

- 皮膚等障害化学物質等のリスク評価は、有害性のみで判断する。
  - 皮膚等障害化学物質等を取り扱う業務に労働者を従事させるときは、適切な保護具を使用させる。(リスク低減措置)【労働安全衛生規則第594条の2】
  - 保護具使用義務対象の化学物質
    - ① 「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」、及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかでGHS区分1に分類されている物質。
    - ② 皮膚吸収性有害物質として、国が公表している物質。
    - ③ 特別則(特定化学物質障害予防規則など)で、皮膚、眼などへの配慮が求められている物質。
- \* 上記以外の化学物質においても、容器のラベル、SDSで有害性をよく確認し、必要に応じて保護具の使用を検討すべきである。

## 対象物質の一覧

### ・リスクアセスメント対象物一覧（裾切値一覧）

[X 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象物質一覧（令和5年8月30日改正政令、令和5年9月29日改正省令公布、令和7年4月1日、令和8年4月1日及び令和7年9月19日施行）（令和7年9月19日更新） \[213KB\]](#)

※上記一覧には、令和7年3月31日以前からラベル表示・SDS交付の義務対象物質となっている物質を含みます。

[X 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象物質一覧（令和7年2月19日改正政令及び改正省令公布、令和9年4月1日施行）（令和7年9月19日更新） \[220KB\]](#)

※上記一覧には、令和9年3月31日以前からラベル表示・SDS交付の義務対象物質となっている物質を含みます。

### ・がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一覧（がん原性物質の一覧）

[X 労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧（令和5年4月1日及び令和6年4月1日適用分）（令和5年11月9日更新） \[31KB\]](#)

[X 労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧（令和9年4月1日適用分）（令和7年4月10日掲載） \[75KB\]](#)

### ・濃度基準値の一覧

[X 労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準等（一覧）（令和7年10月8日更新、令和8年10月1日適用物質の追加） \[48KB\]](#)

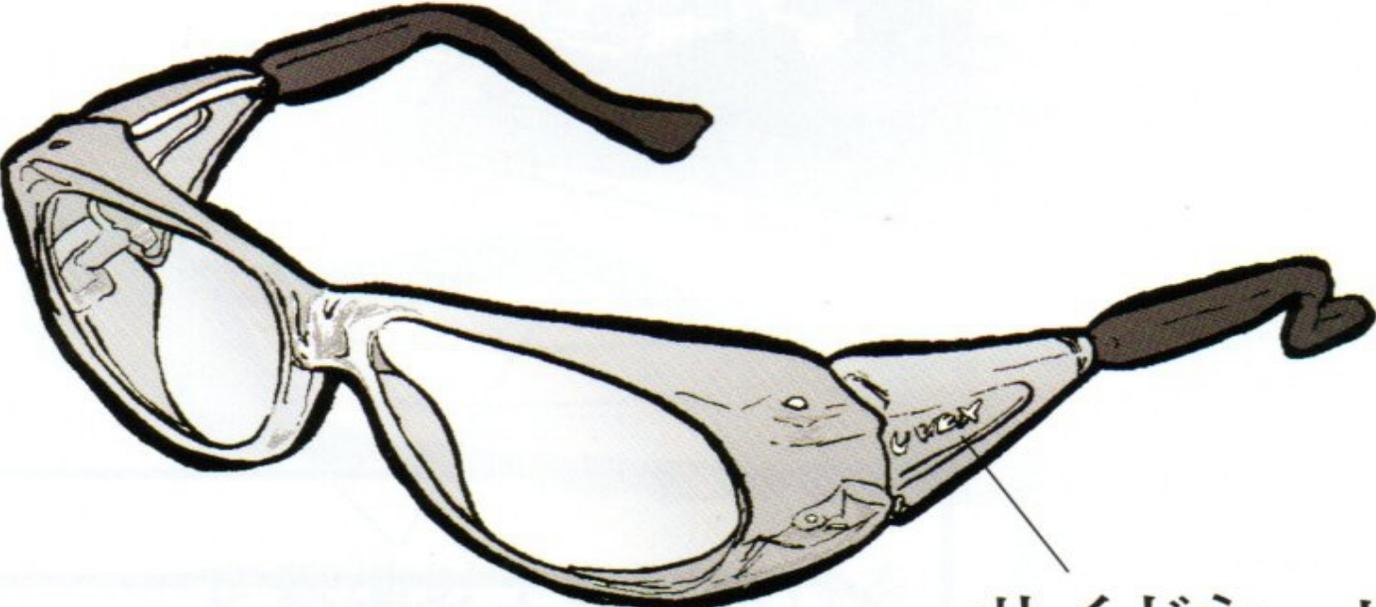
### ・皮膚等障害化学物質の一覧

[X 皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第594条の2（令和6年4月1日施行））及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト（令和7年7月14日更新）（令和7年10月10日掲載） \[103KB\]](#)

（参考）過去施行分

[X 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト（令和4年2月24日改正政令公布、令和6年4月1日施行） \[38KB\]](#)

ゴーグル形

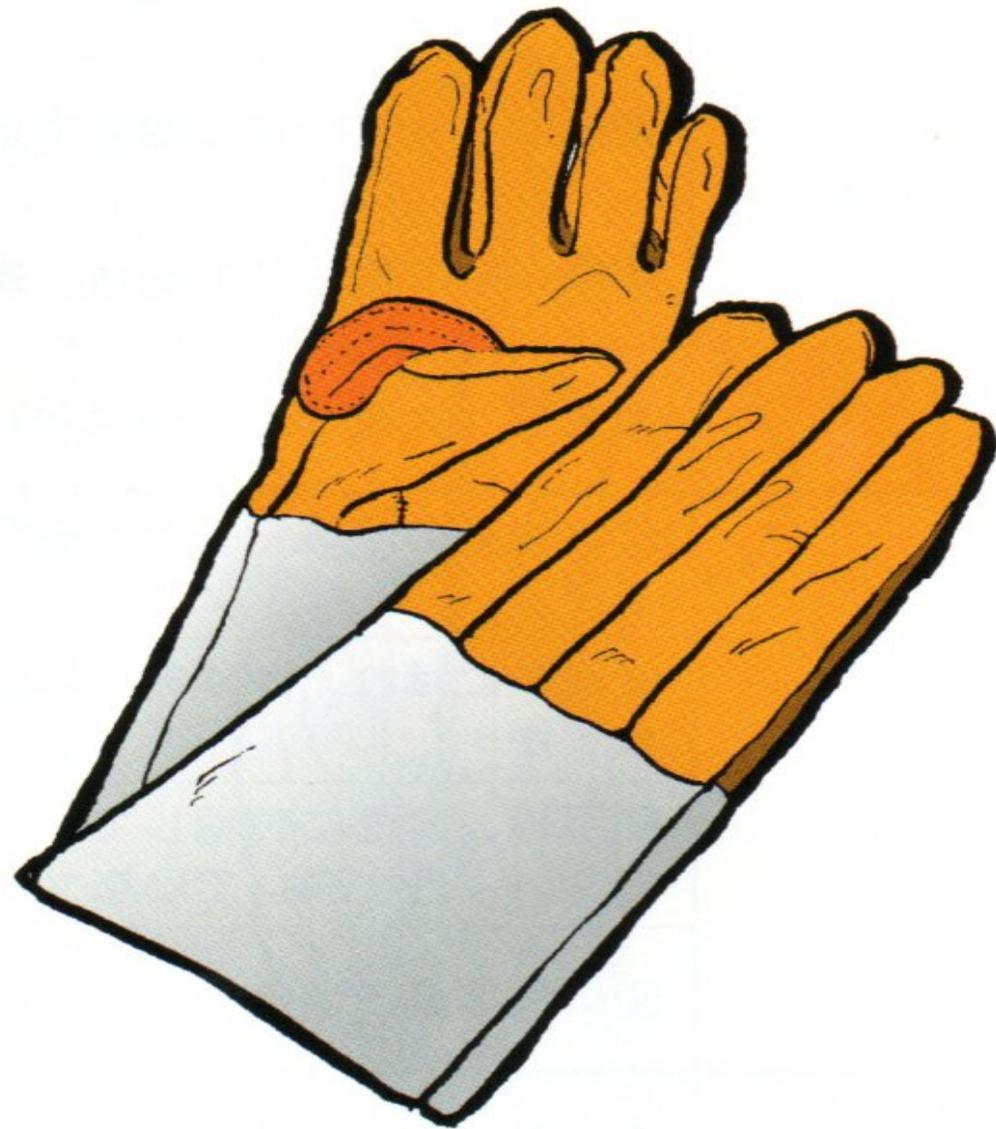


めがね形

サイドシールド



化学防護手袋



溶接用革手袋

<https://www.youtube.com/watch?v=4KU/eiLLAfo>

## マニュアル



- PDF 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（第2版 令和7年3月） [6.6MB]
- PDF リーフレット [1.6MB]
- 参考資料1：皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト (Excel版 [85KB] )
- 参考資料2：耐透過性能一覧表 (Excel版 [1.2MB] )
- W 付録：保護具着用推進ポスター [1.5MB]
- PDF 作業環境管理専門家指導用マニュアル（令和6年3月公表） [6.0MB]
- PDF 化学物質管理専門家指導用マニュアル（令和6年3月公表） [4.9MB]

### 化学物質リスクアセスメント実施の一助となるマニュアル

- 業種・作業別マニュアル
- 建設業における化学物質取扱いリスク管理マニュアル (建災防へのリンク)

## 制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- 制度の内容に関する相談
- 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- リスクアセスメントの実施方法等

相談先は、[こちら](#)をご覧ください。

## 職場における新たな化学物質管理規制に関する特設サイトのご案内

## ☆ 化学防護手袋、化学防護服の素材に求められる性能

- 耐劣化性・・・化学物質の接触による素材の物理的変化を起こさない
- 耐浸透性・・・ピンホール、縫い目などから内部への侵入を防ぐ
  - \* 孔から内部に入り込む
- 耐透過性・・・素材内部をすり抜けて内部へ侵入することを防ぐ
  - \* 孔が空いていなくても、じわじわ浸み込んでくる

## ☆ 化学防護手袋などの選定に際して、予め把握しておくべきこと

- 化学物質の種類と性状

- 作業内容と作業時間

(1) 作業分類・・・①接触面積が大きいか(作業分類1)、②接触面積が限られているか(作業分類2)、③接触しないと推定されるか(作業分類3)

\* 接触しないと推定される = 飛沫等がかかるおそれがある

(2) 作業時間・・・①240分超える、②60分超240分以下、③60分以下

3号) [1.1MB]

PDF 「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」について (令和6年5月8日付基発0508第1号) [738KB]

### 関係通達

PDF 労働安全衛生法に基づく安全データシート (SDS) の記載に係る留意事項について (令和4年1月11日付け基安化発0111第2号) [152KB]

PDF 保護具着用管理責任者に対する教育の実施について (令和4年12月26日付け基安化発1226第1号) [163KB]

PDF 化学物質管理専門家の要件に係る作業環境測定士に対する講習について (令和5年1月6日付け基発0106第2号) [112KB]

PDF 有機溶剤中毒予防規則等に基づく化学物質の管理が一定の水準にある場合の適用除外の認定制度の運用について (令和5年1月30日付け基安発0130第1号) [373KB]

PDF 防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について (令和5年5月25日付け基発0525第3号) [508KB]

PDF リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインの策定等について (令和5年10月17日付け基発1017第1号) [508KB]

PDF 皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について (令和5年7月4日付け基発0704第1号) (令和5年11月9日一部改正) [317KB]

PDF 「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等 (化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係) に係る留意事項について」の改正について (令和6年1月9日付け基安化発0109第1号) [333KB]

PDF 皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等について (令和7年11月18日付け基発1118第2号) [254KB]

### 報道発表資料

・化学物質による労働災害防止のための新たな規制について～「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」の公布～ (令和4年5月31日発表)

・「化学物質管理に係る専門家検討会」の中間取りまとめを公表します (令和4年11月21日発表)

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001596517.pdf れた場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等」に関する告示について (令和4年11月30日発表)

## ☆ 呼吸用保護具の選定、管理の基礎

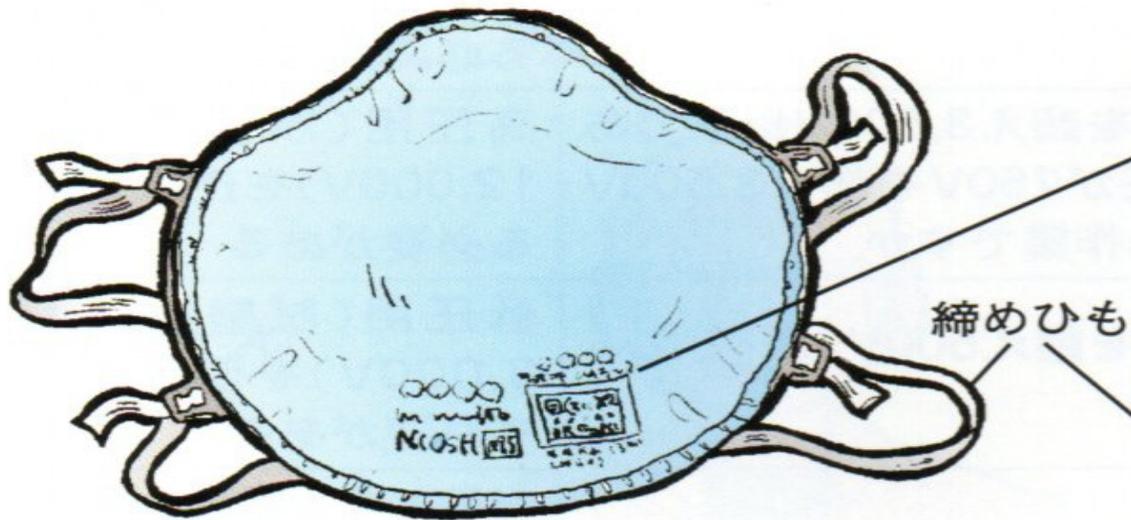
- 要求防護係数・・・どれぐらいの防護が必要かを調べる

\* 防護係数(PF) =  $C_o$ (面体等の外側の濃度) /  $C_i$ (面体等の内側の濃度)

$C_o$ ・・・作業時に、作業者の呼吸域の濃度(ばく露濃度)を測る

$C_i$ ・・・対象の化学物質のばく露限界値(濃度基準値、TLVなど)

- 指定防護係数・・・訓練された装着者が、正常に機能する呼吸用保護具を正しく装着した場合に少なくとも得られると期待される防護係数で、製品ごとに示されている。前記で求めた要求防護係数を上回る指定防護係数の製品を選択する。
- フィットテスト(装着状態の確認)・・・実際に装着している面体が、作業者の顔面にあったものであるのか、また面体と顔面を密着させて適切に装着しているかどうかを定期的に確認・管理する必要がある。



締めひも

検定合格ラベル

国(平〇〇) 検  
第〇〇〇〇〇〇号  
DR「捨」DS〇

使用限度〇時間  
製造年月

## 使い捨て式

検定合格ラベル

国(平〇〇) 検  
第〇〇〇〇〇〇号  
DR「直」RL〇

面体



## 取替え式

# 直結式小型防毒マスク

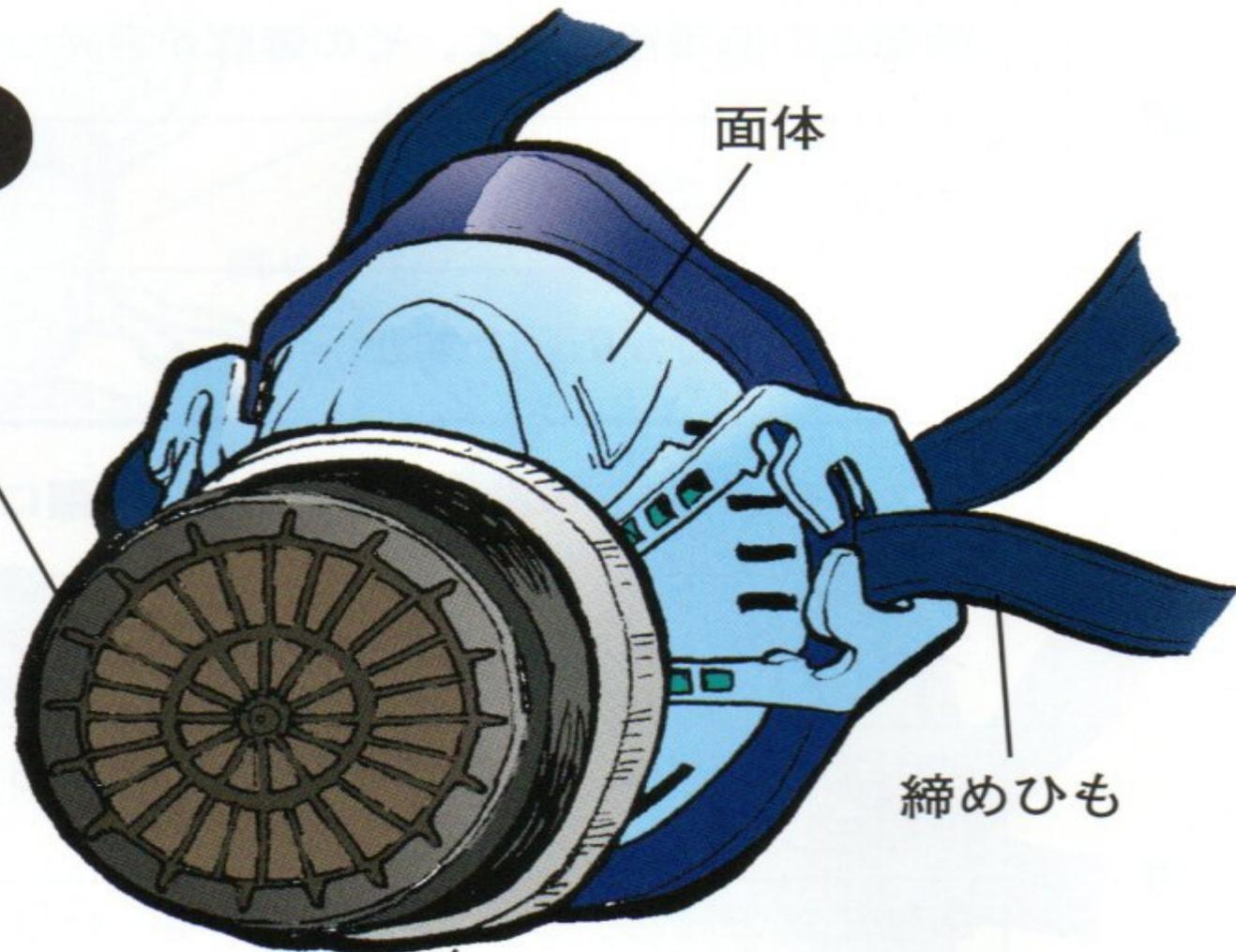
性能と用途で選ぶ 吸収缶

【厚生労働省の規格のある吸収缶】

- 有機ガス用
- 一酸化炭素用
- ハロゲンガス用
- アンモニア用
- 亜硫酸ガス用

国(平〇〇)検  
第〇〇〇〇〇〇号  
GM「直小」

検定合格ラベル



面体

締めひも

## 6. 化学物質管理を行うにあたって有用なサイトの紹介

(1) NITE (独立行政法人 製品評価技術基盤機構)

「GHS総合情報提供サイト」

(2) 厚生労働省 「職場のあんぜんサイト」

(3) 独立行政法人 労働安全衛生総合研究所 「ケミサポ」